

独立行政法人造幣局の役員の任命について

独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第20条第4項の規定に基づき、独立行政法人造幣局の役員を任命したので、同条第5項の規定に基づき次のとおり公表する。

独立行政法人造幣局
理事長 後藤 健二

河 東 秀 樹
谷 口 靖
独立行政法人造幣局理事に任命する

（以上令和5年4月1日）